

**瀬戸市保育園給食業務委託（５園）
公募型プロポーザル募集要領**

１．業務名

瀬戸市保育園給食業務委託（５園）

２．委託趣旨

本市は、保育所保育指針（厚生労働省）において重要とされている「食を営む力」の基礎を養うため、保育園生活での様々な食体験を通して、食べ物に親しみながら健康な食習慣を身につけ、自分で食べる力を育てることを目指しています。

給食は、調理済食材の使用は少なく、原材料から調理するものがほとんどであり、食育は、保育の中にも取り入れながら多様な内容で実施しています。

給食業務を委託するにあたっては、これら保育所給食の意義について理解があることを前提とし、さらに食物アレルギー児給食や食中毒対策などに十分な対応がとれ、給食を安全安心に提供できる業者を選定します。

３．業務内容

- （１）食材の発注、受け入れ、管理
- （２）給食及びおやつの調理と盛付け（配慮食、食物アレルギー児給食含む）
- （３）食器、機器等の洗浄と消毒、残飯等の後片付け
- （４）給食室の安全・衛生管理
- （５）施設・調理機器等の管理
- （６）賄材料支払事務
- （７）食育の推進（園庭菜園、収穫物を使った料理の実演と試食、クッキング保育、３色栄養素の学習、だしの授業、抹茶体験等。）

※献立については市の統一献立を使用。詳細は仕様書および各種マニュアルを参照のこと。

４．委託金額の上限

保育所給食業務にかかる各年度の委託金額の上限については下記のとおりとし、提案書等で提出された金額を基に契約を締結する。

年 度	委託金額の上限（税抜き）
令和８年度	６８，１８１，０００円
令和９年度	６８，１８１，０００円
令和１０年度	６８，１８１，０００円
合 計	２０４，５４３，０００円

５．履行期間

令和８年４月１日～令和１１年３月３１日

６．契約期間

契約締結日（令和８年１月頃）～令和１１年３月３１日

（地方自治法第２１４条に基づく債務負担行為による３年契約）

※契約締結日から令和８年３月３１日までは準備期間として、人員の確保、研修、現行の受託者から

の引継ぎに必要な事項を遺漏なく行うこと。なお、準備に要する費用は受託者の負担とする。

7. 履行場所

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 西保育園 | 瀬戸市陶原町6丁目2 |
| (2) 幡山東保育園 | 瀬戸市田中町103 |
| (3) 古瀬戸保育園 | 瀬戸市西拝戸町16の2 |
| (4) 品野西保育園 | 瀬戸市品野町6丁目183 |
| (5) 原山保育園 | 瀬戸市原山台2丁目9 |

8. 参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度あいち電子調達共同システム（物品等）で瀬戸市の入札参加者名簿（給食）に参加表明書・提案書提出期限までに登録している者であること。
- (3) 本プロポーザルの公告日から契約日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本プロポーザルの公告日から契約日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業者からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付瀬戸市・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあたっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあたっては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。
- (7) 緊急時に早急に対応や調整を行える人員（主に統括責任者）が、おおむね1時間以内に現場に駆け付けられる体制であること。

9. スケジュール（予定）

	項 目	日 程
1	事業者公募公告	令和7年9月8日（月）
2	質問の受付期間	令和7年9月16日（火）～9月25日（木）
3	質問の回答期日	令和7年9月30日（火）
4	書類の提出期間	令和7年10月20日（月）～10月28日（火）
5	第一次審査および結果通知	令和7年11月20日（木）
6	第二次審査（プレゼンテーションとヒアリング）	令和7年12月15日（月）
6	選定結果通知	令和7年12月26日（金）
7	契約締結	令和8年1月16日（金）
8	引き継ぎ業務	令和8年1月19日（月）～3月31日（火）

10. 提出書類

(1) 必要書類

- ① 様式1 参加表明書

- ② 様式 2-1 瀬戸市保育園給食業務委託にかかる提案書提出届
- 様式 2-2 保育園給食に関する提案書
- 様式 2-3 離乳食に関する提案書
- 様式 2-4 食物アレルギーに関する提案書
- 様式 2-5 食育に関する提案書
- 様式 2-6 調理・衛生管理体制に関する提案書
- 様式 2-7 調理人員配置に関する提案書
- 様式 2-8 組織体制（指揮系統や代替体制等）に関する提案書
- 様式 2-9 研修・教育計画、移行準備に関する提案書
- 様式 2-10 危機管理体制に関する提案書
- ③ 様式 3 事業概要調査票
- ④ 会社の沿革及び組織のわかる書類。PR用パンフレットも可とする。
- ⑤ 自社で作成している各種マニュアル
衛生管理、異物混入防止、食物アレルギー、食中毒等の事故対応マニュアル等。
- ⑥ 8 参加資格要件(7)が確認できる証明書類(事業所等の拠点、グループ会社の組織図等)
- ⑦ 様式 4-1 見積書
- ⑧ 様式 4-2 見積書項目内訳書

(2) 提出部数等

②～⑥は正本 1 部、副本 7 部を提出すること。

提出書類はフラットファイル等で綴り、②～⑥ごとにインデックスをつけ、表紙・背表紙に「瀬戸市保育園給食業務委託（5 園）公募型プロポーザル審査提案書等（正）または（副）〇〇〇（会社名）」と表示すること。

①⑦⑧は正本 1 部を提出すること。

(3) 提出期間（要事前連絡・郵送可）

令和 7 年 10 月 20 日（月）～10 月 28 日（火）

土、日曜を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

(4) 提出場所

瀬戸市健康福祉部保育課 保育係

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

提出期限までに提出されなかった提案書は無効とする。

提出期限までに、提案書及び必要書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(5) その他

① 辞退の場合は辞退届（様式 5）を提出すること。

② 提出後の書類の訂正、差し替え、再提出、返却等は原則不可とする。

11. 契約候補者の選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

プロポーザル審査は、瀬戸市保育園給食業務委託事業者選定審査会が行うものとする。

(2) 審査方法

① 第一次審査

提出された提案書類等の書類審査により評価の高い 4 業者以下を選定。別表の「瀬戸市保育園給食業務委託（5 園）事業者選定基準表【書類審査用】」に基づき評価する。

4 事業者以下の場合には実施しない。

第一次審査を実施しない場合は、第二次審査の際に合わせて審査する。

② 第二次審査

プレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

審査は、プレゼンテーション 25 分とヒアリング 15 分で計 40 分程度とする。

(3) 主な評価項目

別表の「瀬戸市保育園給食業務委託（5 園）事業者選定基準表」に基づき評価する。

第一次審査、第二次審査の合計の最高得点を得た者を契約候補者として決定する。

ただし、品質確保の観点から、最低基準点を設けることとし、第一次審査は 18 点（30 点満点）、第二次審査は 42 点（70 点満点）とし、それぞれの点数で判定する。

なお、最低基準点未満の場合は、契約候補者として選定しないこととする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、各提案者に対して結果通知書により通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

なお、審査前後を問わず、審査の内容や経過に関する問い合わせには応じない。

(5) 契約の協議及び決定

① 契約の協議

決定した契約候補者に対して、当該業務等に係る仕様について協議を行う。

② 契約候補者との契約の締結

契約候補者を契約の相手方として決定した場合、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約の方法により、契約候補者と契約を締結する。

③ 契約候補者との協議が不調の場合

契約候補者との契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

次順位の契約候補者と契約の協議を行い、契約の相手方として決定した場合は、契約を締結するものとする。

なお、契約協議の時点で、次順位者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とし、第 3 位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

第一次審査用 瀬戸市保育園給食業務委託（5 園）事業者選定基準表

提案書の項目	評価事項	審査の視点	配点 (30)
1 企業について			
事業概要調査票 様式 3	類似業務の実績	学校・保育園等の給食調理業務の受託実績の有無	3
2 提案内容について			
保育園給食に関する提案 様式 2-2	熱意や意欲	保育園給食に対する熱意や意欲、積極性	3
離乳食に関する提案 様式 2-3	実現可能性	取組・方法	2
	実績	離乳食調理業務の受託実績の有無	3
食物アレルギーに関する提案 様式 2-4	①実現可能性 ②食物アレルギー担当者	①取組・方法 ②配置計画	2
食育に関する提案 様式 2-5	①食育の捉え方 ②企画提案	①食育の捉え方 ②企画・提案	2

調理・衛生管理体制に関する提案 様式 2-6	①調理・衛生管理体制（マニュアル） ②従事者の健康管理	①調理・衛生管理の基盤（マニュアルでの管理） ②日々の従事者の健康状態の確認方法	3
調理人員配置に関する提案 様式 2-7	①人員配置（人数） ②継続雇用	①配置計画 ②継続雇用の考え方	3
組織体制（指揮系統や代替体制等）に関する提案 様式 2-8	統括責任者	配置予定者の資格、経験値等	3
研修・教育計画、移行準備に関する提案 様式 2-9	スケジュール	受託決定から業務開始まで、実行可能なスケジュールが組まれていること。 業務開始後の継続的な研修・教育計画があること。	3
危機管理体制に関する提案 様式 2-10	リスク管理（マニュアル）	食中毒・異物混入・アレルギー食等について、マニュアルでのリスク管理がされていること。	3

第二次審査用 瀬戸市保育園給食業務委託（5園）事業者選定基準表

提案書の項目	評価事項	審査の視点	配点 (70)
1 企業について			
事業概要調査票 様式 3	保育園調理業務の実績	保育園の給食調理業務の受託実績の有無 本市と同規模の食数、対象者（年齢）の実績の有無	5
2 提案内容について			
保育園給食に関する提案 様式 2-2	①保育園給食の捉え方 ②実現可能性 ③職員連携・園児との関わり ④独創性	①保育における給食の役割や意義の捉え方 ②現実的に実行可能か、具体的な計画や方法 ③保育士との協力意識、園児との関わり方 ④他の提案にはない、独自のアイデアやアプローチが含まれているか	5
離乳食に関する提案 様式 2-3	①実現可能性 ②園との連携	①現実的な提案内容であること 知識・技術向上への具体的な取組・方法 ②個別対応等柔軟な対応を想定した体制づくり	5
食物アレルギーに関する提案 様式 2-4	①実現可能性 ②妥当性	①現実的な提案内容であること 知識・技術向上への具体的な取組・方法 ②目的や課題に適切に対応した提案内容であること	5
食育に関する提案 様式 2-5	①実現可能性 ②専門性	①現実的な提案内容であること 知識・技術向上への具体的な取組・方法 ②栄養士による食育指導計画	5
調理・衛生管理体制に関する提案 様式 2-6	①職員の健康状態の把握、サポート ②腸内細菌・ウイルス検査	①日々の健康状態の把握方法、体調不良者発生時のサポート体制。 ②検査方法、陽性者発生時の対処法	5
調理人員配置に関する提案 様式 2-7	①人員配置（専門性・経験値） ②内定者	①専門性の高い人材配置の有無。配置予定者の経験値 ②内定者の有無	10
組織体制（指揮系統や代替体制等）に関する提案 様式 2-8	①統括責任者の機能、指揮系統 ②代替体制 ③食材費請求関連担当者	①統括責任者・各園及び市との連絡調整 トラブル発生時等の緊急連絡体制（指揮系統等） ②職員の代替体制や代行保障の有無、計画・方法 ③納入業者の納品書・請求書の照合や、市への請求を担う人員配置計画の有無	10
研修・教育計画、移行準備に関する提案 様式 2-9	①研修・教育計画 ②巡回指導	①研修・教育計画や内容が効果的なものであること、継続的に計画されていること ②定期的な巡回指導の計画・方法・内容 トラブル発生時等の急な調整に応じられる体制づくり	10
危機管理体制に関する提案 様式 2-10	①リスク管理 ②事故発生時の対応 ③欠員の対応 ④事故発生時の管理体制	①マニュアルや提案が、現実的で効果的な内容であること。（専門性に長け、現場をよく理解した人材による教育管理体制等） ②事故発生時の対処・報告体制 緊急対応に応じられる体制づくり（連絡手段・現場急行） ③職員の休暇取得や急な欠員時の交代要員確保体制 ④過去3年以内の食中毒事故発生の有無 食中毒等の事故発生時の改善への取組例	10

12. 本募集要領、仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和7年9月16日（火）～9月25日（木）

(2) 提出方法

FAXまたは電子メールにより提出すること。様式不問。

(FAX) 0561-88-2633 (Email) hoiku@city.seto.lg.jp

(3) 質問の回答期日

令和7年9月30日（火）

全ての事業者に対し、全ての質問に対する回答を期日までにホームページで公表する。

13. 現地見学（希望者）

令和7年9月16日（火）～9月25日（木）15時以降に現地見学が可能。希望者は事前に保育課まで連絡のこと。詳細はホームページに掲載。

14. 参加に関する留意事項

(1) 参加に関する必要経費は事業者の負担とする。

(2) 市が提示する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

(3) 提出書類等について、受託者の決定後、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）に基づき開示する場合がある。

(4) 提出書類については返却しない。

(5) この案件は、瀬戸市公契約条例（令和3年瀬戸市条例第21号）第6条に規定する特定公契約条例に該当する。該当する場合は、契約後速やかに労働条件報告書の提出を求める。

15. 失格事由に関する事項

次の行為があった場合は、失格とし、別途、瀬戸市指名停止取扱要領に基づき、指名停止措置を講じることがある。

(1) 市の職員又は選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

(2) 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

(3) 契約候補者の決定までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合。

(4) 提案書等に虚偽の記載を行った場合。

(5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

16. 関係法令等の遵守

業務を遂行する上で、遵守する法令は次のとおり。

なお、契約期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容とする。

(1) 保育所保育指針

(2) 食品衛生法

(3) 労働基準法等の労働関係法令

(4) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）

(5) 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）

(6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法律施行令（平成15年政令第507号）

(7) その他の関連要綱等

17. 配布書類

- (1) 瀬戸市保育園給食業務委託（5園）公募型プロポーザル審査募集要領（様式1～5含む）
- (2) 瀬戸市保育園給食業務委託（5園）仕様書
- (3) 保育所給食衛生管理マニュアル
- (4) 瀬戸市保育園給食異物混入事故対応マニュアル
- (5) 瀬戸市保育所食物アレルギー児給食マニュアル

18. 事務局（参加に関する問い合わせ・書類の提出先）

瀬戸市健康福祉部保育課 保育係

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1

（電話）0561-88-2634 （FAX）0561-88-2633 （Email）hoiku@city.seto.lg.jp